

年金額回復の具体的事例

○平成22年4月12日から16日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	83歳	女	898,900円	687,300円	1,586,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に161月を追加。(老齢基礎年金受給者)	<p>○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。</p>	約2,570万円
2	60歳	女	690,900円	216,900円	907,800円	回復前の厚生年金加入期間175月に船員保険加入期間51月(厚生年金換算78月)を追加。(遺族厚生年金受給者)	<p>○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人(夫の死亡による遺族厚生年金の受給者)が持参し、夫(故人)の生前の船員保険の加入期間がもれているとの申出を受ける。ご本人の申出の船名、乗船期間により、管轄する年金事務所において調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○なお、船員保険の記録51月(厚生年金換算78月)が統合され合計が253月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額が支給加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額も増額することになった。</p>	約1,120万円
3	77歳	女	628,800円	767,100円	1,395,900円	回復前の厚生年金加入期間19月に157月を追加。	<p>○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参し、結婚前の会社に勤めた期間の確認に相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	約1,790万円
4	81歳	女	627,800円	595,900円	1,223,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に121月を追加。(老齢基礎年金受給者)	<p>○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。</p> <p>○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。</p>	約1,790万円
5	84歳	男	621,700円	612,200円	1,233,900円	回復前の厚生年金加入期間128月に107月を追加。	<p>○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人へ数回にわたり連絡したところ、ご本人から回答票が郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	約1,490万円
6	77歳	女	545,400円	1,126,700円	1,672,100円	回復前の厚生年金加入期間232月に138月を追加。	<p>○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出の勤務期間と一致する別の会社名での旧姓当時の厚生年金の記録が判明したため、ご本人に会社名を確認したところ、会社名及び所在地が一致したことから記録を統合した。</p>	約1,550万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	74歳	女	510,600円	725,800円	1,236,400円	回復前の厚生年金加入期間180月に国民年金加入期間263月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡をし、ご本人の記録と思われる国民年金の未統合記録の期間の住所を確認したところ、ご本人の申出の住所と一致したため、記録を統合した。 ○記録統合前は、厚生年金の記録のみで老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した国民年金の記録により老齢基礎年金が増額されることになった。	約1,460万円
8	78歳	女	480,300円	792,100円	1,272,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に120月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,370万円
9	85歳	男	479,700円	189,600円	669,300円	回復前の厚生年金加入期間30月に82月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,190万円
10	79歳	女	463,600円	972,000円	1,435,600円	回復前の厚生年金加入期間223月に143月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,320万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件(事例 2、5、7、10)
ねんきん特別便(全員便)	2件(事例 4、8)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	3件(事例 1、6、9)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件(事例 3)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件(事例 5、7)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)